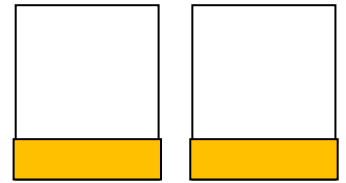


「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」^{えがお} 広告掲載仕様書

1 主な仕様

- ・規 格 タブロイド判4ページ カラー
- ・発行部数 1回当たり約280,000部
(この部数は令和6年度の実績であり、新聞折込部数等の変動に伴い変更する場合がある。)
- ・配布方法 新聞折込(愛媛新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞)により、同日一斉配布
その他県関係機関、市町の窓口他、県内一部スーパー・コンビニ(約550箇所)に配置
- ・掲載回数 令和7年5月号～令和8年4月号の12回
(原則毎月1日に最も近い日曜日に発行)
- ・広告枠数 1回2枠、年間24枠、分割は不可とする。
枠の統合は可、分割は不可とする。
- ・広告枠の大きさ 1枠の大きさは、左右245mm×天地80mm
- ・広告位置 3, 4面の最下段2箇所とする。

(3面) (4面)



2 業務基準

契約書・仕様書に定めるもののほか、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準及び「愛媛県民だより 愛顔のえひめ」^{えがお} 広告掲載要領に基づいて行うこと。これらに定めのない事項等に疑義が生じた場合は、県と協議の上、県の指示によりこれを行うこと。

3 広告主及び内容

掲載しようとする広告主及び内容の概要については、事前に県の審査を受けなければならない。ただし、過去に掲載実績のある広告主及び広告内容については、この限りではない。

事前審査を経た広告案件について、発行月の前々月の20日までに、広告内容の案及び別紙「広告掲載申込書」を県に提出すること。

広報紙の印刷・配布業務を、県が別に委託した者の広告サービスを利用して行うこととなった場合は、広告主及び広告内容について当該委託先の掲載基準に適合しなければならない。

4 原稿案の提出(納品)

発行月の前々月の末日までに、広告の原稿案及び完全データを県又は県の指定する場所に提出すること。データの規格は、別に決定する印刷等業者が指定するものとする。

提出後、原稿又は完全データを修正する必要がある場合は、速やかにその作業を行うこと。

5 広告作成の留意点

- ・必ず「広告」と明示すること
- ・問い合わせ先の電話番号を掲載すること
- ・広告はカラーとすること

別紙

「愛媛県民だより ^{えがお}愛顔のえひめ」 広告掲載申込書

令和 年 月 日

愛媛県知事

様

(広告取扱業者)

住所 (所在地)

名 称

代表者職・氏名

印

担当者職・氏名

「愛媛県民だより ^{えがお}愛顔のえひめ」への広告掲載について、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県
広告事業の実施に関する表示基準、「愛媛県民だより ^{えがお}愛顔のえひめ」 広告掲載要領を遵守の上、
次のとおり申し込みます。

広告掲載 希望月	「愛媛県民だより ^{えがお} 愛顔のえひめ」 月号 (年 月 日発行)
広告主	(住所) (名称) (代表者職・氏名)
掲載する 広告の概要	
広告主の 確認欄	1. 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に 違反したことはない。 ・食品に係る業種の場合は、食品衛生法（食中毒）、JAS法 などの関係法令 (はい いいえ) ・工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地 法などの関係法令 ・その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令 (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。)
	2. 過去2年間に愛媛県から入札参加資格停止措置又は不利 処分を受けていない。 (はい いいえ) (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入して下さい。)
	3. 消費者金融、たばこ、ギャンブル（宝くじを除く）、法律 に定めのない医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではな い。 (はい いいえ)
	4. 暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していない。 (はい いいえ)

〔 本申込書記載事項に虚偽があった場合は、広告代理店を通じ広告の表示を中止し、それに
伴い生じる経費を負担しなければならない場合があります。 〕

※広告の表示基準等については、裏面を参照

広告表示等のチェックリスト

区分	根拠	チェック項目	確認欄	
表 示	【広告事業実施要綱】	○広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。		
		(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの		
		(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの		
		(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの		
		(4) 政治性又は宗教性のあるもの		
		(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの		
		(6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの		
	(7) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの			
	表 示	【表示基準】	○次のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。	
			(1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 10 条第 2 項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの	
			(2) 責任の所在が不明確なもの	
			(3) 内容が不明確なもの	
(4) 事実と異なる内容を含むもの				
(5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの				
(6) 比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)				
(7) クーポン付き広告				
(8) 美観風致を害するおそれがあるもの				
(9) 国内世論が大きく分かれているもの				
(10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの				
(11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの				
(12) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの				
	【広告掲載要領】	○個人の氏名広告は掲載しない。		
広告欄	【表示基準】	○広告欄には、「広告欄」の文言を記述するなどの方法により、当該欄が広告欄であることを明確に区別しなければならない。		
	【広告掲載仕様書】	○必ず「広告」と明示すること。		
		○問い合わせ先の電話番号を掲載すること。		

※問題がない場合は、確認欄に○を記入してください。